

不利益処分の処分基準

処 分 名		下水道工事指定店の指定の取消し又は停止		
根拠法等及び条項		多治見市下水道工事指定店指定規則第 9 条第 2 項 (例規番号：昭和 4 5 年 第 3 9 号)		
所 管 部 課 名		水道部下水道課業務グループ		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市下水道工事指定店指定規則第 9 条第 2 項		
	基 準 (基準がない場合はその理由)	多治見市下水道工事指定店の処分に関する要綱による。		
	設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定	最終変更年月日	
備 考				